

【第2回】世田谷区介護事業者経営改善支援事業

募集要領

◎事業内容

区 HP (※1) から資料 (事業内容) をご確認ください。

◎書類応募期間

令和7年6月18日 (水) ～令和7年7月2日 (水) 【必着】

◎応募資料ダウンロード

区 HP (※1) からダウンロードしてご利用ください。

◎応募受付

申請は区 HP (※1) の応募フォーム (※2) 又は窓口・郵送にて受付いたします。

- ① 募集期間最終日の7月2日 (水) まで必着で提出してください。
- ② 封筒に赤字で「世田谷区介護事業者経営改善支援事業 応募申請書 在中」と明記してください。
- ③ 封筒に担当者名及び連絡先を明記してください。

(※1) 区ホームページ：世田谷区トップページ>検索メニュー>ページ ID から探す>25014
> 【第2回】世田谷区介護事業者経営改善支援事業

区 HP 🔍 25014 検索

(※2) 応募フォーム



◎提出・お問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

担当部署：世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課

TEL：03-5432-2336

1. 募集概要

物価高騰や介護人材の不足等、社会状況の急激な変化による影響を受け、経営状況が厳しい中、生産性の向上や介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある区内の介護事業者に対して、介護事業所の経営課題の分析や経営改善への伴走型支援を行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施し、介護事業者の経営の持続及び区民に必要な介護サービス提供の継続を図ります。

2. 事業内容

(1) 対象

①法人：区内に主な事務所があり、以下のような課題を抱えている介護事業者

- ・経営に困っており、経営を改善したい
- ・経営には困っていないが、更なる生産性の向上に取り組みたい
- ・自ら経営改善計画を策定することが難しい状況にある
- ・介護人材が不足しており、限られた人員の中でも利用者を受け入れる体制を構築したい
- ・各種加算のとり方等、事務作業について支援が必要
- ・その他経営について課題を抱えている

②介護事業所の種別：訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム、地域密着型通所介護、養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護

③支援事業所数：5事業所（募集のうえ、決定します）

(2) 支援内容

①経営状況の分析と経営改善策の立案

介護事業所の経営に関する資料確認やヒアリング、現地調査等を通して課題の分析を行い、課題の解決に向けた経営改善策を協議し、まとめます。

②経営改善策の実行支援

経営改善策が効果的に実行されるよう、介護事業所に対する助言や進捗確認、必要なサポート等の実行支援を行います。

(3) 見込まれる改善成果

訪問介護の場合、人員配置、訪問ルート之最適化、適正な加算取得等による収益性の向上

通所介護の場合、地域との連携や効率的な営業方法の導入による稼働率上昇、適正な加算取得等による収益性の向上

居住系事業所の場合、記録等の間接業務のムリムダムラの解消による時間創出や残業、休日出勤の解消

(4) 横展開

各介護事業所の経営改善の取組みや成果をまとめ、成功事例を横展開することで、経営改善支援を行った事業所だけでなく、区内の介護事業所全体への効果の波及を図ります。

(5) スケジュール

令和7年6月18日 支援対象事業所の募集開始

7月 2日 申請書類〆切

※締切に間に合わない事情等がある場合、下記問い合わせ先までご相談ください。

7月中旬 支援事業所の決定

7月～3月 介護事業所への経営改善支援

令和8年4月以降 区内介護事業所への成功事例の横展開